

学士課程（医歯学系）出願資格個別審査に関する取扱要領

（ 2024年 12月5日
入学者選抜委員会承認 ）

本学（医歯学系）における出願資格認定個別審査に関する取扱いについて、次のとおり定める。

1. 個別審査の申請を行うことができる者

学校教育法施行規則第150条第6号及び第7号に該当する者で、本学（医歯学系）に入学する意志があり、本学（医歯学系）に入学するための個別審査を希望する者。

2. 申請受付期間及びその公表

毎年度、入学試験時期を勘案して決定することとし、当該年度の「入学者選抜要項」に掲載、公表する。あわせて大学のホームページ上に公表する。

3. 個別審査方法

本学（医歯学系）の指定する申請書類（別紙1-1、1-2）及びその添付書類として、高等学校課程に相当する課程等における学習暦を証明する書類※により行う。

なお、審査の要件として、高等学校相当の学習暦3年以上、学習暦の内容が「高等学校学習指導要領」に準じると認められることを要する。

※学習暦を証明する書類：出身（在学）学校の学則、成績証明書等

4. 個別審査の決定通知

（1）本学（医歯学系）の定める様式（別紙2-1、2-2）により申請者本人に通知する。

（2）認定通知を受理した者は、本学（医歯学系）に出願する際、認定通知の写1部を出願書類として提出する。

5. 申請先

〒113-8510

東京都文京区湯島1-5-45

東京科学大学 教育推進部入試課 湯島学部入試第2グループ

TEL 03-5803-5084

6. 申請方法

速達書留郵便（「出願資格認定申請書類在中」と明記すること。）によることとし、返信用封筒（申請者の宛先を明記し、速達書留による返信用切手を貼付けのこと。）を同封すること。

7. その他

個別審査の時点において学習暦が修了（又は修得）見込等である者が、認定を受け本学（医歯学系）の選抜試験に合格し、本学（医歯学系）に入学する場合には、改めて必要な書類の提出を求める。

附 則

この取扱要領は、平成22年7月23日から施行する。

附 則（平成28年7月21日入学試験委員会承認）

この取扱要領は、平成28年7月21日から施行する。

附 則（2020年7月30日入学試験委員会承認）

この取扱要領は、2020年7月30日から施行する。

附 則（2021年7月19日入学試験委員会承認）

この取扱要領は、2021年7月19日から施行する。

附 則（2022年7月26日入学試験委員会承認）

この取扱要領は、2022年7月26日から施行する。

附 則（2024年12月5日入学者選抜委員会承認）

この取扱要領は、2024年12月5日から施行し、2024年10月1日から適用する。